

旭市地域クラブ活動参加費支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 3 1 日

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市告示第 1 2 6 号

旭市地域クラブ活動参加費支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、将来にわたり子どもたちが継続してスポーツ活動、文化芸術活動等に親しむことができる機会を確保するため、経済的理由によって地域クラブ活動への参加が困難な生徒の保護者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、旭市補助金等交付規則（平成 1 7 年旭市規則第 3 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域クラブ 生徒がスポーツ活動、文化芸術活動等に親しむための団体であって、教育委員会が認めるものをいう。
- (2) 生徒 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 8 条に規定する学齢生徒であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 本市が設置する中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）に在籍する者
 - イ 本市の住民基本台帳に記録されている者（やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されていないが、本市に居住している者であって市長が認めるものを含む。）
- (3) 保護者 生徒に対して親権を行う者、未成年後見人及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 4 7 条第 1 項に規定する施設長

をいう。

- (4) 参加費 年会費（地域クラブの活動に要する経費として年を単位として均一に負担すべき経費をいう。以下同じ。）、月会費（地域クラブの活動に要する経費として月を単位として均一に負担すべき経費をいう。以下同じ。）又はこれらの合計額をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、生徒の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護（以下「保護」という。）を受けている世帯に属する者(イに掲げる者を除く。)

イ 旭市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成23年旭市教育委員会告示第2号。以下「就学援助要綱」という。）第6条第1項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けている者

- (2) 生徒が地域クラブの活動に参加していること。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保護を受けている期間又は認定を受けている期間のうち就学援助要綱第7条に規定する支給期間に係る参加費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、生徒一人につき、年額36,000円を上限とする。ただし、前条の保護を受けている期間又は支給期間に係る活動期間が1年に満たない場合は、月割りで計算した額を上限額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、旭市地域クラブ活動参加費支援補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の3月10日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合には、各学期終了時等、市長が別途指定する期日に提出することができる。

- (1) 保護又は認定を受けていることを証する書類

(2) 補助対象経費の支払を証する書類又はその写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第1号の規定にかかわらず、公簿等により保護又は認定を受けていることを確認できるときは、同号の書類の添付を省略させることができる。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは補助金の交付の決定をするとともに、その額を確定し、交付すべきでないと認めたときは補助金の不交付の決定をし、速やかに旭市地域クラブ活動参加費支援補助金交付決定兼確定（不交付）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定をしたときは、申請者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

(報告及び調査)

第10条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な事項について報告させ、調査し、又は必要な指示をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

旭市地域クラブ活動参加費支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

旭市長

申請者 住所
氏名

次のとおり 年度旭市地域クラブ活動参加費支援補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請し、及び請求します。

1 生徒の状況等

区分	☐ 要保護者 ・ ☐ 準要保護者
生徒氏名	
所属クラブ	
活動期間	年 月から 年 月まで

2 交付申請（請求）額

①補助対象経費	②補助上限額	③交付申請（請求）額
円	円	円

※ ①又は②のいずれか少ない額を③の欄に記入してください。

3 振込先口座

金融機関名		支店名							
預金種目	普通 ・ 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

添付書類

- (1) 生活保護又は旭市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱第 6 条第 1 項の規定による認定を受けていることを証する書類
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類又はその写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 7 条関係）

旭市地域クラブ活動参加費支援補助金交付決定兼確定（不交付）通知書

第 号
年 月 日

様

旭市長



年 月 日付けで申請のあった旭市地域クラブ活動参加費支援補助金について、下記のとおり決定（するとともに交付額を確定）したので、旭市地域クラブ活動参加費支援補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

1 決定内容

☐ 交付（交付決定額（確定額） 金 円）

☐ 不交付

2 不交付又は減額して交付する場合の理由